



持続可能な権利擁護支援モデル事業について

令和 6 年 2 月 1 日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5年度）

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

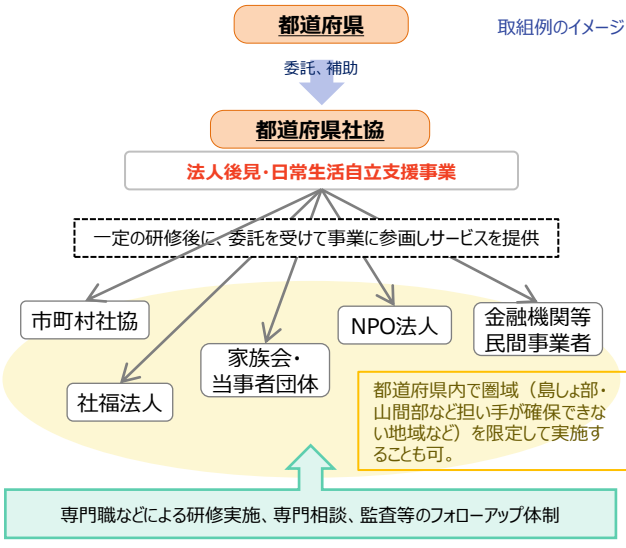
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



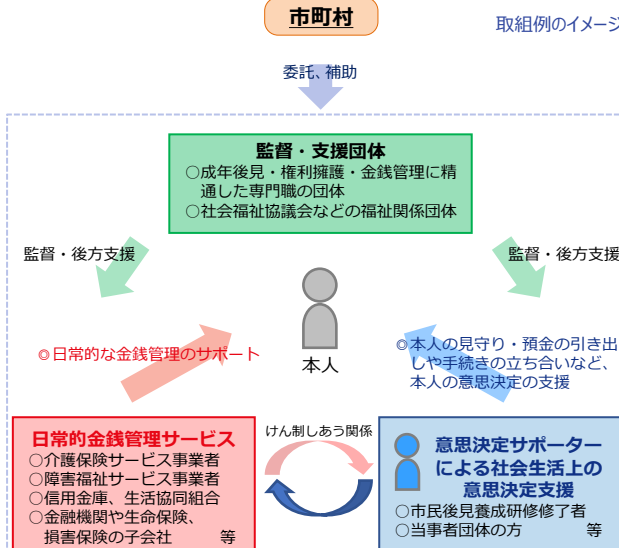
【R4実施自治体】 静岡県、取手市

【R5実施自治体】 静岡県、京都府、宮崎県

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理等適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】

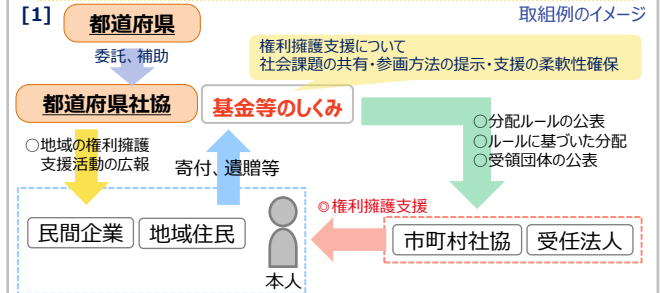
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

【R5実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

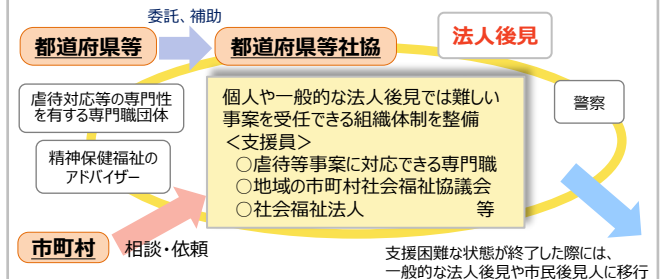
民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】 長野県

[2] 【R5実施自治体】 -

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】 -

【R5実施自治体】 -

持続可能な権利擁護支援モデル事業研修実施

○ 令和4年度の「持続可能な権利擁護支援モデル事業プレ研修」を参考に、モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて、事業の実効性を高めることなどを目的として以下の内容を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料の作成

(1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料

(2) モデル事業の事業者等*を対象とする研修カリキュラム・資料 *日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた研修の実施

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて実効性を高めること

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）＋後日オンデマンド配信（R6.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等

日程	オンデマンド	R5.12.6 モデル事業テーマ②	R5.12.8 モデル事業テーマ②	R6.1.17 モデル事業テーマ③-1	R6.1.18 モデル事業テーマ① テーマ③-2
申込者数	－	395名	396名	268名	335名
ねらい	・持続可能な権利擁護支援モデル事業の全体像の理解	・モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解		・寄付等による多様な主体の参画を促すモデル事業テーマ③-1の理解、普及啓発	・法人後見の実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③-2の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> 『テーマ①概要 法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間企業等の参画を促す取組』 『テーマ②概要 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組』 『テーマ③-1概要 寄付等による多様な主体の参画を促す取組』 『テーマ③-2概要 支援困難な事案に都道府県等が関与する取組』 	<ul style="list-style-type: none"> 『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』 『意思決定支援の実践～豊田市報告～』 実践報告（パネルディスカッション形式） 	<ul style="list-style-type: none"> 『身寄りのない方への支援について～最近の動向をふまえて～』 『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』 『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践』 『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理』 『事業者・意思決定サポーターへの支援～成年後見制度へのつなぎも意識しながら～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『ファンドレイジング等多様な主体の参画を促す取組～』 『モデル事業からの発展～寄付による地域福祉の推進～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』 『実践報告と「法人後見の手引き（案）」経過報告』

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」 重点支援自治体取組報告会及び実施自治体等連絡会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業実施自治体の拡大に向けた「重点支援自治体取組報告会」及びモデル事業実施自治体間での情報共有とモデル事業に関心のある自治体の情報収集のための「実施自治体等連絡会」を開催。

◆ 重点支援自治体取組報告会

○実施概要（令和5年10月27日開催）

【目的】モデル事業の取組を広げるため、自治体やモデル事業への関与が期待される事業者等へ、取組状況等の情報発信。

【内容】事業概要の説明、モデル事業実施自治体からの取組報告（テーマ①：静岡県、京都府、テーマ②：八尾市、黒潮町、大川市）、ポイント解説

【参加状況】自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等 1,013人

◆ 実施自治体等連絡会

○実施概要

【目的】モデル事業の円滑な推進に向けて、自治体間における取組状況についての情報交換・共有・意見交換等を行うこと。

【対象】モデル事業実施自治体、モデル事業に関心のある自治体等

【開催】令和4年度は、6月～3月開催。原則、毎月第3金曜日10時～（全11回実施）

令和5年度は、5月、7月、9月、11月（2回）、1月に実施済み。2月実施予定。

【参加状況】モデル事業実施自治体 12自治体、事業関係者（社会福祉協議会等）11団体

関心自治体や社会福祉協議会等の参加登録状況 30自治体、10団体

令和6年度当初予算案 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

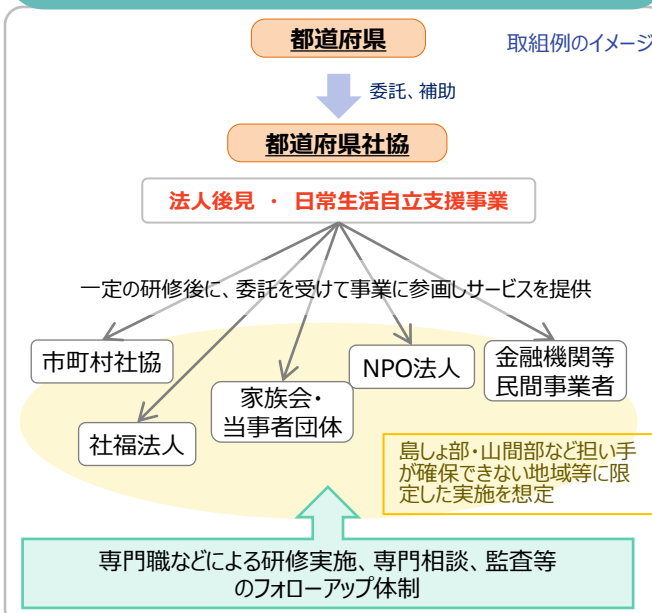
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

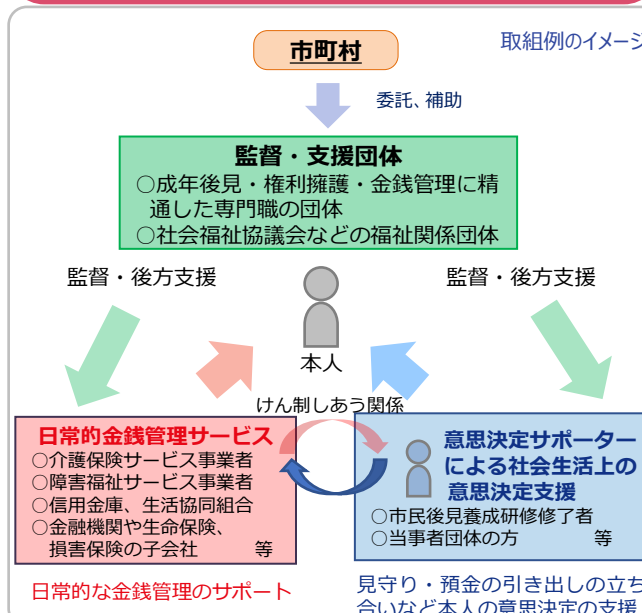
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



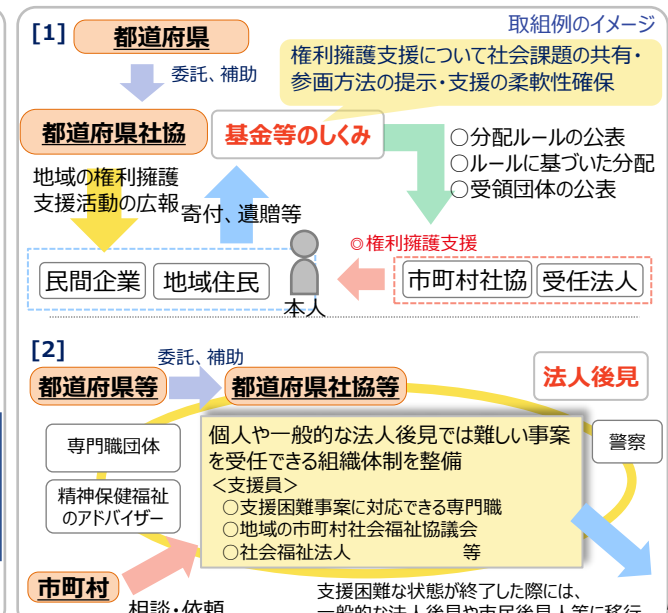
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議

【開催趣旨】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交え、基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた議論を行う。その際、**身寄りのない高齢者を含めた身元保証等の生活上の課題に対する取組を検討する。**

第1回（令和5年9月27日開催）総理発言

そして3点目は、岸田政権では安心して歳（とし）を重ねることができる『幸齢社会』づくり、これを進めてまいります。身寄りのない方を含め、認知症になったとしても安心できる、このためには、身元保証等の課題、これを解決していかなければなりません。厚生労働大臣において、実態把握、そして課題の整理、これを進めていただきたいと思います。そして、それとともに、官房長官を中心として、課題解決に向けた省庁横断の体制、これを構築させていただきたいと思っています。

第4回（令和5年12月25日開催）総理発言

本会議では、『幸齢社会』実現会議と銘打ち、独居高齢者を含めた高齢者の生活上の課題にも取り組んでまいりました。本会議での御意見を踏まえ、ガイドラインを策定するとともに、官房長官を中心に、必要な論点の整理等を更に進め、骨太の方針にその内容を今後の方針と共に盛り込むこととしてください。

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議とりまとめ（令和5年12月25日）（抜粋）

はじめに

- 独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題については、「意見のとりまとめ」及び内閣官房の身元保証等高齢者サポート調整チームを中心に整理している状況を踏まえ、年度内を目途に当面の対応（ガイドラインの策定等）を整理するとともに、法的対応が必要な論点の整理等を進めることを求める。

意見のとりまとめ

6.独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

- 独居高齢者の増加が見込まれるとともに、家族がいる場合であっても 頼れない状況もあり得る中、本人が意思決定を完結できなくなった際の意思決定支援を補完する仕組みが必要である。
- こうした背景等により、身元保証等を行う事業者が出てきており、今後、その需要の増加が見込まれるが、所管する省庁等が存在せず、消費者問題も懸念される状況となっている。身元保証事業者については、サービスの質を確保し、利用者が安心して利用できることを推進していく必要がある。契約手続や事業者が開示すべき事項などを定めた利用者の適切な事業者の選択に資するガイドラインの策定など、政府全体として課題への対処、整理が必要な状況となっており、まずは適正な事業者の育成を進めていく必要がある。課題への対処方法や論点について横断的に整理し、幅広い解決策を模索していくことが重要である。
- さらに、身元保証、意思決定支援に関する関連制度等の整理や意思決定支援を支える仕組みが必要である。また、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、終活や住まいの支援も含めてコーディネートする体制も必要であり、各地域の実情に応じた独居の認知症の方を含む高齢者の支援体制を築いていく必要がある。

令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

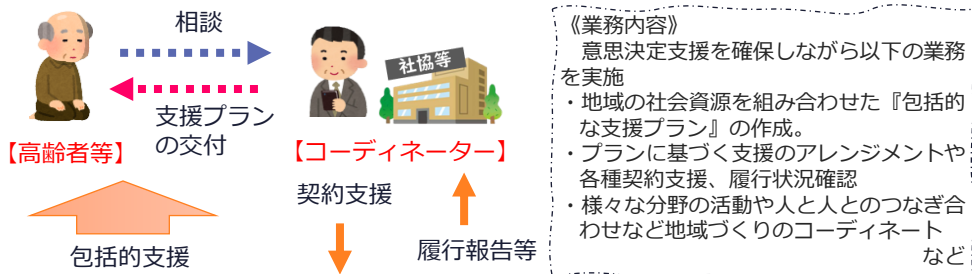
【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



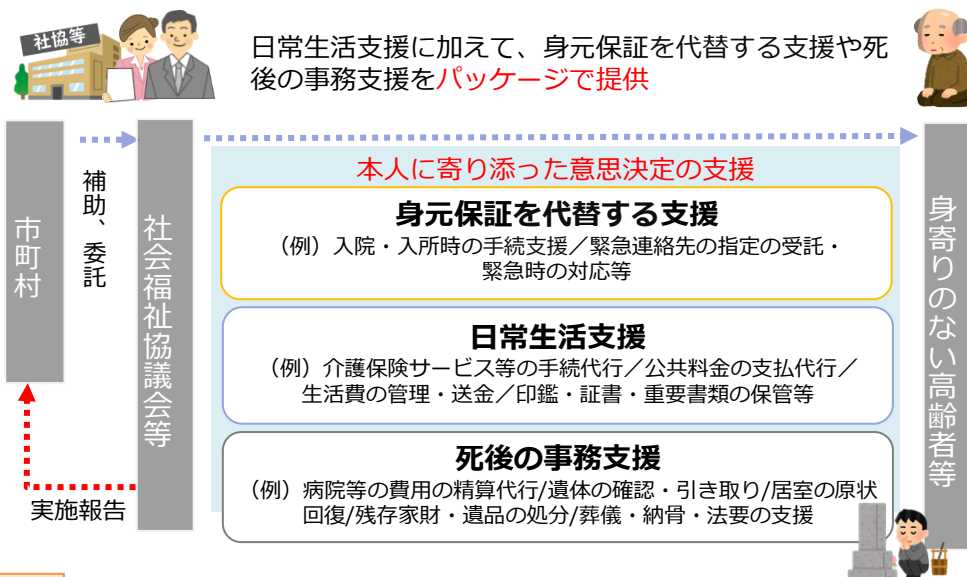
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現